

## 市町村産廃対策支援事業実施要綱

(目的)

**第1条** 本事業は、市町村が実施する産業廃棄物処理施設周辺地域の環境調査、産業廃棄物の不法投棄防止対策事業等に要する経費を補助することにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、併せて地域環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この実施要綱において「産業廃棄物処理施設」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行令第7条に規定する施設（廃止または取消されたものを含む）をいう。

(実施主体)

**第3条** 事業の実施主体は市町村とする。

(事業内容)

**第4条** 事業の内容は次の各号に掲げるものとする。

(1) 周辺地域環境調査事業

産業廃棄物処理施設周辺地域の環境状況把握を目的として実施する次に掲げる調査

イ 公共用水域水質調査（別表1の調査項目欄に掲げる調査事項について、同表の分析方法欄に定める分析方法によって行う調査に限る。）

ロ 公共用水域底質調査（別表2の調査項目欄に掲げる調査項目について、同表の分析方法欄に定める分析方法によって行う調査に限る。）

ハ 地下水水質調査（別表3の調査項目欄に掲げる調査項目について、同表の分析方法欄に定める分析方法によって行う調査に限る。）

ニ 大気質調査（大気汚染防止法施行規則第18条に定める大気汚染物質について、同条に定める測定方法で行う調査に限る。）

ホ 騒音・振動調査（騒音、振動について、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」、「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」に定める測定方法で行う調査に限る。）

ヘ その他、上記イからホの調査を行うための事前調査、掘削など知事が必要と認める事業

(2) 不法投棄防止対策事業

産業廃棄物の不法投棄防止を目的として実施する次に掲げる事業

イ 監視カメラ等工作物設置事業（別表4に掲げる事業に限る。）

ロ 夜間・過疎地域等監視外部機関委託事業（別表5に掲げる事業に限る。）

(事業費補助)

**第5条** この実施要綱に基づき市町村が実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

附則

この実施要綱は平成19年12月11日から施行する。

この実施要綱は平成21年1月13日から施行する。

この実施要綱は平成24年5月25日から施行する。

別表1（第4条第1号イ関係）

	調査項目	分析方法
1	水質汚濁に係わる環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「告示」という。）別表1の項目の欄に掲げる項目	告示別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目の測定方法の欄に定める方法
2	告示別表2の項目の欄に掲げる項目	告示別表2の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目の測定方法の欄に定める方法
3	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係わる技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「府省令」という。）別表第1の上欄に掲げる項目	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法（平成10年環境省・厚生省告示第1号）による。
備考 調査地点の選定にあたっては、廃棄物処理施設の周辺地域の地点のほか、明らかに廃棄物処理施設の影響を受けない地点を対照調査地点として選定する。		

別表2（第4条第1号ロ関係）

	調査項目	分析方法
1	底質調査方法（昭和63年9月8日付け環水管第127号環境庁水質保全局長通知「底質調査方法の改訂について」の別添。以下この項中「調査方法」という）に掲げる項目	調査方法に定める分析方法
2	ダイオキシン類	ダイオキシン類に係わる底質調査測定マニュアル（平成21年3月水・大気環境局水環境課）に定める調査・測定分析方法
3	粒度分布	規格A1204に定める方法
備考 調査地点の選定にあたっては、廃棄物処理施設の周辺地域の地点のほか、明らかに廃棄物処理施設の影響を受けない地点を対照調査地点として選定する。		

別表3（第4条第1号ハ関係）

	調査項目	分析方法
1	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下この項及び次項中「告示」という。）別表の項目の欄に掲げる項目	告示別表の項目の欄に掲げる項目ごとに当該項目の測定方法の欄に定める測定方法
2	電気伝導率	規格K0101の12に定める方法
3	塩化物イオン	規格K0101の32に定める方法
4	ダイオキシン類	規格K0312に定める方法
5	水温	規格K0102の7.2に定める方法
6	水素イオン濃度	規格K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同等程度の計測結果の得られる方法
7	溶存酸素量	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同等程度の計測結果の得られる方法
備考 調査地点の選定にあたっては、廃棄物処理施設の周辺地域の地点のほか、明らかに廃棄物処理施設の影響を受けない地点を対照調査地点として選定する。		

別表4（第4条第2号イ関係）

	対象事業の内容	留意事項
1	不法投棄監視カメラの購入・設置	可動式で夜間監視が可能な機種に限る。
2	不法投棄防止看板の作成・設置	設置することにより、不法投棄を防止する効果があると認められる場合に限る。
3	進入防止柵、杭の作成・設置	設置先の地権者及び各種権利を有する者の同意が得られている場合に限る。
4	その他不法投棄防止に必要な工作物の作成、設置	不法投棄を防止する効果があると認められる工作物に限る。

別表5（第4条第2号ロ関係）

	対象事業の内容	留意事項
1	夜間及び過疎地域における不法投棄監視パトロールの外部機関への委託	過疎地域の監視については、本島北部地域の市町村及び離島の市町村に限る。 委託する外部機関は、監視パトロールの実績又はその能力を有している法人に限り、個人への委託は対象外とする。